

議案第50号

小金井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例

小金井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を別紙のように改正する。

平成28年6月2日提出

小金井市長 西岡 真一郎

(提案理由)

子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、多子世帯及びひとり親世帯等への負担軽減を拡充するため、本案を提出するものであります。

小金井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例

小金井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を次のように改正する。

別表備考中第8項を第13項とし、第7項を第11項とし、同項の次に次の1項を加える。

- 12 別表2の表において、所得割の額が57,700円未満の世帯であって、特定被監護者等が2人以上いる場合の利用者負担の額は、特定被監護者等のうち最年長の者から順に2人目が支給認定子どもであるときはこの表に掲げる額の2分の1の額（ひとり親世帯等である場合は、無料）とし、3人目以降が支給認定子どもであるときは無料とする。

別表備考中第6項を第8項とし、同項の次に次の2項を加える。

- 9 別表1の表において、所得割の額が77,101円未満の世帯であって、特定被監護者等（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第14条の2に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。）が2人以上いる場合の利用者負担の額は、特定被監護者等のうち最年長の者から順に2人目が支給認定子どもであるときはこの表に掲げる額の2分の1の額（ひとり親世帯等である場合は、無料）とし、3人目以降が支給認定子どもであるときは無料とする。

- 10 別表2の表において、ひとり親世帯等であって、所得割の額が77,101円未満の世帯の利用者負担の額は、この表に掲げる額の2分の1の額とする。ただし、ひとり親世帯等であって、所得割の額が48,600円未満の世帯の利用者負担の額は、この表に掲げる額から1,000円を控除した額の2分の1の額とする。

別表備考第5項の次に次の2項を加える。

- 6 次項、第9項、第10項及び第12項において、「ひとり親世帯等」とは、次の各号のいずれかに該当する世帯をいう。
 - (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの属する世帯
 - (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定によ

り身体障害者手帳の交付を受けている者の属する世帯

(3) 厚生労働大臣の定めるところにより療育手帳の交付を受けている者の属する世帯

(4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者の属する世帯

(5) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）の規定により特別児童扶養手当の支給を受けている者の属する世帯

(6) 国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金等を受けている者の属する世帯

7 別表1の表において、ひとり親世帯等であつて、所得割の額が77,101円未満の世帯の利用者負担の額は、この表に掲げる額から1,000円を控除した額の2分の1の額とする。ただし、ひとり親世帯等であつて、市町村民税非課税世帯の利用者負担の額は、無料とする。

付 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の小金井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の規定は、平成28年4月1日から適用する。

議案第50号資料1

小金井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例		現行条例		備考
別表 (第3条関係)				
1 特定教育・保育 (教育に限る。) 又は特別利用教育、特別利用保育もしくは特別利用地域型保育を受けたときの利用者負担の額				
各月初日の教育又は保育を実施する児童の属する世帯の階層区分	定義及び条件	階層区分	利用者負担の月額 単位：円	
	生活保護世帯等	A	0	
A階層を除き当該年度分(4月から8月まで)にあつては、前年度分以下同じ。)の市町村民税(特別区民税を含む。以下同じ	市町村民税非課税世帯	B	3,000	
A階層を除き当該年度分(4月から8月まで)にあつては、前年度分以下同じ。)の市町村民税(特別区民税を含む。以下同じ	市町村民税非課税世帯	B	3,000	

)が右記の区分に該当する世帯	77,100円以下	C 1	16,100
	77,101円以上	C 2	20,500
	211,201円以上	C 3	25,700

2 特定教育・保育(保育に限る。)又は特定地域型保育(特別利用地域型保育を除く。)を受けたときの利用者負担の額

各月初日の保育を実施する児童の属する世帯の階層区分	利用者負担の月額(各階層の上段が保育標準時間認定者の場合、下段が保育短時間認定者の場合の額)
	階層区分 定義及び条件

単位：円

)が右記の区分に該当する世帯	77,100円以下	C 1	16,100
	77,101円以上	C 2	20,500
	211,201円以上	C 3	25,700

2 特定教育・保育(保育に限る。)又は特定地域型保育(特別利用地域型保育を除く。)を受けたときの利用者負担の額

各月初日の保育を実施する児童の属する世帯の階層区分	利用者負担の月額(各階層の上段が保育標準時間認定者の場合、下段が保育短時間認定者の場合の額)
	階層区分 定義及び条件

単位：円

	3歳未満児	3歳以上児
生活保護世帯等	0	0
	0	0
市町村民税非課税世帯	0	0
	0	0
均等割の額のみの世帯	1,500	1,200
A階層及びC階層を除き当該年度分（4月から8月までは、前年度分以下同じ。）の市町村民税（特別区民税を含む。以下同じ。）が右記の区分に該当する世帯	1,400	1,100
	2,400	1,900
15,500円未満	2,300	1,800
	4,500	3,700
15,500円以上未滿	4,400	3,600
	6,000	4,800
35,100円以上未滿	5,800	4,700

	3歳未満児	3歳以上児
生活保護世帯等	0	0
	0	0
市町村民税非課税世帯	0	0
	0	0
均等割の額のみの世帯	1,500	1,200
A階層及びC階層を除き当該年度分（4月から8月までは、前年度分以下同じ。）の市町村民税（特別区民税を含む。以下同じ。）が右記の区分に該当する世帯	1,400	1,100
	2,400	1,900
15,500円未満	2,300	1,800
	4,500	3,700
15,500円以上未滿	4,400	3,600
	6,000	4,800
35,100円以上未滿	5,800	4,700

世帯であ
つて、そ
の所得割
の額の区
分が右記
の区分に
該当する
世帯

57,900円 以上	80,700円 未満	D 4	7,300	5,800
80,700円 以上	103,500 円未満	D 5	9,700	7,000
103,500円 以上	130,100 円未満	D 6	12,000	8,500
130,100円 以上	156,700 円未満	D 7	15,500	10,300
156,700円 以上	183,300 円未満	D 8	19,000	11,700
183,300円 以上	209,900 円未満	D 9	22,500	12,900
209,900円 以上	236,500 円未満	D 10	26,000	14,000
236,500円 以上	263,100 円未満	D 11	29,000	15,500
263,100円 以上	289,700 円未満	D 12	32,000	16,500
289,700円 以上	316,300 円未満	D 13	34,000	17,500
316,300円 以上	348,000 円未満	D 14	37,000	18,500
348,000円 以上	379,700 円未満	D 15	39,800	19,600
379,700円 以上	411,400 円未満	D 16	43,000	21,500
411,400円	443,100	D	44,000	22,000

世帯であ
つて、そ
の所得割
の額の区
分が右記
の区分に
該当する
世帯

57,900円 以上	80,700円 未満	D 4	7,300	5,800
80,700円 以上	103,500 円未満	D 5	9,700	7,000
103,500円 以上	130,100 円未満	D 6	12,000	8,500
130,100円 以上	156,700 円未満	D 7	15,500	10,300
156,700円 以上	183,300 円未満	D 8	19,000	11,700
183,300円 以上	209,900 円未満	D 9	22,500	12,900
209,900円 以上	236,500 円未満	D 10	26,000	14,000
236,500円 以上	263,100 円未満	D 11	29,000	15,500
263,100円 以上	289,700 円未満	D 12	32,000	16,500
289,700円 以上	316,300 円未満	D 13	34,000	17,500
316,300円 以上	348,000 円未満	D 14	37,000	18,500
348,000円 以上	379,700 円未満	D 15	39,800	19,600
379,700円 以上	411,400 円未満	D 16	43,000	21,500
411,400円	443,100	D	44,000	22,000

以上	円未満	17	43,200	21,600
443,100円	474,800	D	45,000	22,500
以上	円未満	18	44,200	22,100
474,800円	518,100	D	45,600	23,000
以上	円未満	19	44,800	22,600
518,100円	604,700	D	45,800	23,500
以上	円未満	20	45,000	23,100
604,700円		D	46,000	24,000
以上		21	45,200	23,500

備考

1 }
2 }
3 }
4 }
5 }

省略

6 次項、第9項、第10項及び第12項において、

「ひとり親世帯等」とは、次の各号のいずれかに該当する世帯をいう。

- (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの属する世帯
- (2) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者の属する世帯
- (3) 厚生労働大臣の定めるところにより療育手帳の交付を受けている者の属する世帯
- (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者の属する世帯
- (5) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和

以上	円未満	17	43,200	21,600
443,100円	474,800	D	45,000	22,500
以上	円未満	18	44,200	22,100
474,800円	518,100	D	45,600	23,000
以上	円未満	19	44,800	22,600
518,100円	604,700	D	45,800	23,500
以上	円未満	20	45,000	23,100
604,700円		D	46,000	24,000
以上		21	45,200	23,500

ひとり親世帯等の規定の追加

39年法律第134号)の規定により特別児童扶

養手当の支給を受けている者の属する世帯

(6) 国民年金法(昭和34年法律第141号)に定める国民年金の障害基礎年金等を受けている者の属する世帯

7 別表1の表において、ひとり親世帯等であって、所得割の額が77,101円未満の世帯の利用者負担の額は、この表に掲げる額から1,000円を控除した額の2分の1の額とする。ただし、ひとり親世帯等であって、市町村民税非課税世帯の利用者負担の額は、無料とする。

8 省略

9 別表1の表において、所得割の額が77,101円未満の世帯であって、特定被監護者等(子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号)第14条の2に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。)が2人以上いる場合の利用者負担の額は、特定被監護者等のうち最年長の者から順に2人目が支給認定子どもであるときはこの表に掲げる額の2分の1の額(ひとり親世帯等である場合は、無料)とし、3人目以降が支給認定子どもであるときは無料とする。

10 別表2の表において、ひとり親世帯等であって、所得割の額が77,101円未満の世帯の利用者負担の額は、この表に掲げる額の2分の1の額とする。ただし、ひとり親世帯等であって、所得割の額が48,600円未満の世帯の利用者負担の額は、この表に掲げる額から1,000円を控除した額の2分の1の額とする。

ひとり親世帯等の利用者負担の額の特例規定の追加

項の繰下げ特定被監護者等が複数いる世帯の利用者負担の額の特例規定の追加

ひとり親世帯等の利用者負担の額の特例規定の追加

6 省略

1 1 省略

1 2 別表 2 の表において、所得割の額が 5 7, 7 0 0 円未満の世帯であって、特定被監護者等が 2 人以上いる場合の利用者負担の額は、特定被監護者等のうち最年長の者から順に 2 人目が支給認定子どもであるときはこの表に掲げる額の 2 分の 1 の額(ひとり親世帯等である場合は、無料)とし、3 人目以降が支給認定子どもであるときは無料とする。

1 3 省略

付 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の小金井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の規定は、平成 2 8 年 4 月 1 日から適用する。

7 省略

項の繰下げ
特定被監護者等が複数いる世帯の利用者負担の額の特例規定の追加
項の繰下げ

8 省略

1. 多子世帯の保育料負担軽減について

平成28年度予算(案) 所要額 国費: 100億円(公費: 214億円)

●多子世帯の保育料負担軽減

- 年収約360万円未満相当世帯について、現行制度で
 - ・1号認定子どもについては、小学校3年生まで
 - ・2・3号認定子どもについては、小学校就学前まで
 とされている多子計算に係る年齢制限を撤廃し、第2子半額、第3子以降無償化を完全実施。

例1 (1号認定子ども)		例2 (2・3号認定子ども)		例2 (2・3号認定子ども)		例2 (2・3号認定子ども)	
第1子 小3 小1	第1子 小学校3年生	第1子 小学校6年生	第1子 小学校3年生	第1子 小学校3年生	第1子 小学校3年生	第1子 小学校3年生	第1子 小学校3年生
第2子 小3 小1	第2子 小学校3年生	第2子 小学校6年生	第2子 小学校3年生	第2子 小学校3年生	第2子 小学校3年生	第2子 小学校3年生	第2子 小学校3年生
第3子 小3 小1	第3子 小学校3年生	第3子 小学校6年生	第3子 小学校3年生	第3子 小学校3年生	第3子 小学校3年生	第3子 小学校3年生	第3子 小学校3年生
(5歳)	(5歳)	(5歳)	(5歳)	(5歳)	(5歳)	(5歳)	(5歳)
(4歳)	(4歳)	(4歳)	(4歳)	(4歳)	(4歳)	(4歳)	(4歳)
(3歳)	(3歳)	(3歳)	(3歳)	(3歳)	(3歳)	(3歳)	(3歳)
(2歳)	(2歳)	(2歳)	(2歳)	(2歳)	(2歳)	(2歳)	(2歳)
(1歳)	(1歳)	(1歳)	(1歳)	(1歳)	(1歳)	(1歳)	(1歳)
(0歳)	(0歳)	(0歳)	(0歳)	(0歳)	(0歳)	(0歳)	(0歳)
保育料 半額	保育料 半額	保育料 半額	保育料 半額	保育料 半額	保育料 半額	保育料 半額	保育料 半額
保育料 半額	保育料 半額	保育料 半額	保育料 半額	保育料 半額	保育料 半額	保育料 半額	保育料 半額
保育料 半額	保育料 半額	保育料 半額	保育料 半額	保育料 半額	保育料 半額	保育料 半額	保育料 半額
無償	無償	無償	無償	無償	無償	無償	無償
無償	無償	無償	無償	無償	無償	無償	無償
無償	無償	無償	無償	無償	無償	無償	無償
無償	無償	無償	無償	無償	無償	無償	無償

出典：内閣府子ども・子育て本部作成資料

2. ひとり親世帯等の保育料負担軽減について

平成28年度予算(案)所要額 国費: 26億円(公費: 54億円)

●年収約360万円未満相当のひとり親世帯等への優遇措置を拡充 ⇒ 第1子の保育料を半額、第2子以降の保育料を無償化

(第2階層までのひとり親世帯等については、現行制度において既に第1子より無償)

○1号認定子どもについて

階層区分	現行		現行のひとり親世帯等の負担軽減 保護者負担額(月額)	負担軽減の拡充 保護者負担額(月額)
	保護者負担額(月額)	第1子		
第3階層 市町村民税所得割課税世帯 77,100円以下 (年収約360万円未満相当)	16,100円	第1子 15,100円(1,000円引き下げ) 第2子 7,550円(上記の半額)	↑	7,550円(現行負担軽減後の半額) 0円(無償化)

○2・3号認定子どもについて

※下記の保護者負担額はすべて3歳以上児の保育標準時間認定の場合

階層区分	現行		現行のひとり親世帯等の負担軽減 保護者負担額(月額)	負担軽減の拡充 保護者負担額(月額)
	保護者負担額(月額)	第1子		
第3階層 市町村民税所得割課税額 48,600円未満 (年収約330万円未満相当)	16,500円	第1子 15,500円(1,000円引き下げ) 第2子 7,750円(上記の半額)	↑	7,750円(現行負担軽減後の半額) 0円(無償化)
第4階層の一部 市町村民税所得割課税額 97,000円未満 (年収約470万円未満相当世帯 のうち年収約360万円未満相当世帯)	27,000円	第1子 27,000円(基準額表どおり) 第2子 13,500円(上記の半額)	↑	13,500円(基準額表の半額) 0円(無償化)